

## 島根地方最低賃金審議会 特定最低賃金専門部会合同会議

- 1 日 時 令和2年9月10日(木) 午前10時00分～午前10時45分
- 2 場 所 松江地方合同庁舎 共用第4会議室
- 3 出席者 公益代表委員 出席 5名 定数 5名  
労働者代表委員 出席 14名 定数 15名  
使用者代表委員 出席 10名 定数 10名
- 4 主要議題 ○ 部会長及び部会長代理の選出  
○ 最低賃金審議会令第6条第5項及び第7項の適用について  
○ 関係労働者及び関係使用者からの意見聴取について  
○ 最低賃金に関する基礎調査結果について

【指導官】 委員の皆様には、お忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。  
定刻となりましたので、ただいまから島根地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会合同会議を開会いたします。

本日の会議は、9月4日付け専門部会委員の任命後、初めての会議ですので、部会長が選出されるまでの間、事務局において議事の進行を務めさせていただきます。私は賃金指導官の糸賀と申します。よろしく願いいたします。

まず、本日、各委員の皆様にお配りしております資料などにつきまして、ご確認をお願いします。

本日は、会議次第が1枚、会議資料その1として赤いインデックスのナンバー1からナンバー6まで綴じたものをお配りしていますので、ご確認をお願いします。

資料ナンバー1が両面印刷3枚もので、各専門部会の委員名簿。資料ナンバー2が1枚もので、最低賃金の改正決定についての諮問文の写し。そして資料ナンバー3は両面印刷の5枚もので、「製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業」、「はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造

業」、「自動車・同附属品製造業」、「自動車（新車）小売業」の5つの専門部会それぞれの最低賃金専門部会運営規程。そして資料ナンバー4が1枚もので、最低賃金法及び最低賃金審議会令の抜粋。そして資料ナンバー5が両面印刷1枚もので、答申日別最短効力発生予定日一覧表。そして資料ナンバー6が令和2年度業務改善助成金、島根働き方改革推進センターをはじめとするリーフレットが4種類と、今年は新型コロナウイルス感染症の関係もありますので、雇用調整助成金と休業支援金・給付金関係のリーフレットを4種類ほど綴じさせていただいております。

以上が会議資料のその1となっております。

なお、島根働き方改革推進センターにつきましては、島根労働局の委託事業として、島根県経営者協会様の方をお願いをしております。

また、資料ナンバー6につきましては、専門部会の議事に直接関係するものではございませんが、各種助成金制度等について詳しくお知りになりたい委員様におかれましては、合同会議終了後に事務局へお声掛けしていただければ、担当の雇用環境均等室あるいは職業安定部の方へご案内させていただきますのでよろしくお願いいたします。

次に会議資料その2といたしまして、賃金引上げ関係、賃金統計関係、経済指標・行政関係、生活保護関係の資料を取りまとめ、ピンク色のファイルに青いインデックスのナンバー1からナンバー17まで綴じたものをお配りしております。なお、本審議会委員の皆様には、既にこのピンク色のファイルはお配りしておりますので、差し替え分のみをお配りしております。

また、別冊として、各専門部会別に、ナンバー1の申出書の写しと、ナンバー2の最低賃金基礎調査結果報告書と、ナンバー3の参考資料を併せてお配りしております。

そして最後になりますが、片面印刷1枚ものの本日の会議の席次表をお配りしております。

以上が、本日配付の資料となります。ご確認をお願いいたします。

それでは次に、本日の委員の皆様の出席状況を報告いたします。

本日は5件の専門部会を合同で開催するということになります。労働側委員について1名欠席ではありますが、本日開催する5件の専門部会については、

いずれも現在の出席状況において、それぞれが最低賃金審議会令第5条第2項の規程にある定足数を満たしており、会議は有効に成立しますことをここにご報告いたします。

また、本日の合同会議については、会議公開の原則に基づき、会議の傍聴手続を行っていましたが、傍聴の希望はなかったことを併せてご報告いたします。

それから、本日の会議の議事録につきましては公開となりますのでご承知願います。

最初に、議事に入ります前に、各委員の皆様のご紹介をさせていただきます。お手元の会議資料ナンバー1の委員名簿のとおり、令和2年9月4日付けで委員の皆様を任命させていただきました。本来であれば、それぞれお名前を読み上げてご紹介すべきところですが、この委員名簿と席次表をもってご紹介に代えさせていただきますので、よろしく願います。

それでは続きまして、会議次第の2となります。労働基準部長の安江から挨拶を申し上げます。

**【部長】** 労働基準部長の安江でございます。

本日は、大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。島根県の最低賃金の改定につきましては、9月1日に官報公示も終わり、10月1日の発効を待つだけとなっておりますが、本日から特定最賃の審議をお願いすることとなりました。

本年は、百貨店、総合スーパーを除く特定最低賃金5業種についての改正の申出がございました。8月20日の労働局長より改正の必要性について諮問をいたしましたところ、申出のありました全ての5業種につきまして、全会一致での改正の必要性ありとの御答申をいただきまして、本日の合同会議の開催となった次第でございます。

本年は、新型コロナウイルス感染症の関係で例年とは状況が違うとは思いますが、これからはそれぞれの専門部会におきまして慎重な金額審議を重ねていただき、最終的には全会一致の結論点を見いだしていただきますようど

うぞよろしく願いをいたします。

**【指導官】** それでは続きまして、会議次第の3に移ります。部会長及び部会長代理の選出でございます。専門部会の部会長、部会長代理は、最低賃金法第25条第4項によりまして、公益委員の中から委員が選挙することとされておりますが、これまでの慣例では、労側委員、使側委員から推薦をいただいております。今年度も各部会の委員から推薦をいただければと思います。よろしくお願ひします。

**【森脇委員】** 昨年度は労側の方から推薦がありましたので、今年度は使側の方から推薦させていただきます。5業種についてまとめて推薦させていただきますので、よろしくお願ひします。

まず、「製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業」の部会長に富田委員、それから部会長代理に友定委員を推薦します。「はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業」の部会長に本間委員、部会長代理に富田委員を推薦します。「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」の部会長に友定委員、部会長代理に本間委員を推薦します。

「自動車・同附属品製造業」の部会長に友定委員、部会長代理に富田委員を推薦します。「自動車（新車）小売業」の部会長に本間委員、部会長代理に友定委員を推薦します。

以上です。よろしくご検討ください。

**【指導官】** ありがとうございます。

労働者側委員の皆様は、いかがでしょうか。

**【景山委員】** 異議ありません。よろしくお願ひします。

**【指導官】** ありがとうございます。

それでは、推薦いただきましたことにつきまして、皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」)

ありがとうございました。

それでは、「製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業」の部会長に富田委員、部会長代理に友定委員。「はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業」の部会長に本間委員、部会長代理に富田委員。「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」の部会長に友定委員、部会長代理に本間委員。「自動車・同附属品製造業」の部会長に友定委員、部会長代理に富田委員。そして「自動車(新車)小売業」の部会長に本間委員、部会長代理に友定委員となります。よろしく願いいたします。

それでは、以後の部会の進行ですが、本日は5件の特定最低賃金専門部会の合同会議ですので、各部会を代表して富田委員に部会長として、友定委員に部会長代理として、以後の会議の進行をお願いしたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」)

ありがとうございます。

それでは会議次第の4に移ります。富田部会長に5件の専門部会を代表して一言ご挨拶をいただき、以後の会議の進行をよろしく願いいたします。

**【部会長】** 5つの専門部会を代表して、この合同会議の進行を務めさせていただきます富田でございます。どうぞよろしくお願い致します。

島根県の最低賃金につきましては、先ほどの安江部長のご挨拶にもありましたように、10月1日の発効を待つだけとなりました。本日から、特定最賃の審議が始まります。今年度は新型コロナウイルス感染症により、様々な状況が例年とは異なっておりますが、委員の皆様方におかれましては、例年と同様、円滑な審議にご協力をいただきますよう、どうぞよろしくお願い致します。

それでは、早速ですが、議事に移ります。

会議次第5の、島根地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会の開催について、事務局から説明してください。

【室長】 賃金室長の藤原でございます。

本日は大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私、2年前に賃金指導官をしておりまして、こうして皆様とまたご一緒することになりました。よろしく願いたします。

私からは、赤いインデックスの資料ナンバー2の、改正決定の諮問に関わるこれまでの経過について説明させていただきます。

本年3月6日に労働者を代表する者から、6件の特定最低賃金の改正の意向表明を受けまして、3月に本審議会を開催する予定となっておりましたが、新型コロナウイルスの関係で審議会が開催できませんでした。

事務局ではこの意向表明を受けて、6月に最低賃金基礎調査等を実施して資料の準備を進めてまいりました。その調査結果につきましては、後ほどご説明いたします。

7月下旬に、各労働団体から「百貨店、総合スーパー」を除く、「製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業」、「はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「自動車・同附属品製造業」、「自動車（新車）小売業」、この5業種につきまして、最低賃金法第15条第1項に基づく改正決定の申出の提出がありました。これを受けまして、8月20日に第418回審議会が開催され、労働局長が改正の必要性について諮問を行い、改正の必要性検討委員会で検討された結果、申出があった5業種について、改正の必要性ありとの答申を全会一致でいただき、同日、労働局長から審議会会長へ金額改正の諮問が行われております。この諮問を受けまして、最低賃金法第25条第2項により、5業種それぞれの専門部会が設置されまして、本日がその第1回目の専門部会、合同会議でございます。金額審議におきまして十分に議論いただき、最後は全会一致で結論が得られるようお願いいたします。

次に、赤いインデックスの資料ナンバー3の5つの部会の運営規程ですが、

該当する専門部会委員の皆様にはこちらをご確認をよろしく申し上げます。

【部会長】 質問等ございますでしょうか。

(「ありません。」)

特にないようでしたら、会議次第6の最低賃金審議会令第6条第5項及び第7項の適用について、事務局から報告してください。

【室長】 資料ナンバー4で最低賃金審議会令の抜粋をお配りしております。こちらをご覧ください。

最低賃金審議会令第6条第5項は、「審議会は、あらかじめ議決するところにより、最低賃金専門部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。」という規定で、改めて本審議会を開催し、議決する必要がなくなります。なお、この場合、運用として、専門部会において全会一致で議決された場合に限ることとなっております。

また、最低賃金審議会令第6条第7項は、「最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。」という規定で、専門部会終了後に改めて本審議会を開催する必要がなくなります。

この2つの規定につきましては、8月20日に開催されました第418回審議会において、ご審議いただき議決されておりますことをご報告いたします。

【部会長】 では続きまして、会議次第7の関係労使からの意見聴取について、事務局から説明してください。

【室長】 最低賃金法第25条第5項及び最低賃金法施行規則第7条並びに同施行規則第11条第1項の規定に基づき、関係労使からの意見聴取の公示を8月20日から9月3日まで行いましたが、特に意見の提出はありませんでした。

最低賃金の改正諮問を行った際の関係労使からの意見聴取の方法につきましては、最低賃金法施行規則第11条第2項に、関係労使からの意見書の提出のほか、関係労使のうちから適当と認める者をその専門部会も含んだ会議に出席させる等により意見を聞くものとする旨が規定されております。したがって、この取扱いについてご審議いただきたいと思っております。

**【部会長】** 関係労使からの意見聴取について、いかがお考えでしょうか。労使からの意見をお願いします。

**【森脇委員】** 前年までの方法を踏襲していただきたいというふうに考えております。以上です。

**【部会長】** ありがとうございます。労働者側の方はいかがですか。

**【景山委員】** 異議はありませんので、そのようにしていただければと思います。

**【部会長】** それでは例年どおりということで、各専門部会の審議経過の中で必要があれば、その時点で意見の聴取を検討するという事としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」)

ありがとうございます。それではそのようにいたします。

会議次第8の最低賃金に関する基礎調査結果について、事務局から説明してください。

**【指導官】** 本年6月に実施いたしました、最低賃金に関する基礎調査につきまして説明いたします。

お手元にお配りしております基礎調査に関する資料は、表紙に資料目次として、赤インデックスでナンバー1からナンバー3としているものです。ナンバー1は、各担当される産別最賃の申出書がありまして、その次の資料ナ

ンバー 2 に、担当される産別最低賃金に関する調査結果報告書というものと、資料ナンバー 3 として、報告書に関する参考資料、こちらをお配りしております。

本日は合同会議での説明ですので、各産業別最低賃金のデータや資料の詳細な説明は行わずに、ポイントにとどめて説明させていただきます。

それでは、資料ナンバー 2 の結果報告書の 1 ページをご覧ください。基礎調査の概要を記載したものです。こちらの 2 (2) の産業、イからトの 7 つの産業を対象として、最低賃金の改正審議のために、本年 6 月分の給与について調査を行っているというものです。通常の実態調査では、支払い実績を調査するものが多いのですが、この調査では 6 月中に 6 月の支払い額を調査いたしますので、6 月の 1 か月間に欠勤がないと仮定した場合、いわゆる満稼働した場合の支払い予定額を回答していただくという調査になっております。

それでは続いて、結果報告書の 2 ページ目をご覧ください。2 ページ目の第 1 表ですけれども、平成 28 年のセンサスから把握した事業所数、そして労働者数を、産業別、規模別に集計したものです。このうち網かけの部分が今回の基礎調査の対象ということになっております。規模は 1 人から 9 人まで、10 人から 29 人まで、30 人から 99 人まで、そして 100 人以上という形で分類されておまして、製造業のみ 1 人から 99 人までを対象としておまして、それ以外の産業は 29 人以下の事業所を対象としております。

それでは続いて、結果報告書の 3 ページの上段をご覧ください。第 2 表として、それぞれの特定最低賃金に適用される事業所数、労働者数を前ページの第 1 表から抜き出したものということになります。新車小売業については、小売業から抜き出しております。

参考として、本年 3 月に審議会委員の方々へ送付をし、お示した各特定最低賃金に適用される使用者数、労働者数を記載していますが、これは 28 センサスを基として情報更新を行ったものでございます。なお、自動車（新車）小売業のみは、平成 29 年に当局で行った実態調査結果を反映しております。

それでは、結果報告書の 3 ページの下段をご覧ください。第 3 表として、

基礎調査の実施状況を記載しております。第3表の上半分が調査対象産業全体の合計、下半分がそれぞれの特定最低賃金に適用される産業の合計となっております。

今回の調査では、全体で1,851の事業所へ送付いたしまして、1,276の事業所から回答が得られ、回答率は68.9%でございました。第3表の調査対象欄については、28センサスから把握した基礎調査対象の実際の事業所数、労働者数でございまして、これを母集団と呼んでおります。集計いたしました9,266人分のデータから、母集団となる労働者10万2,861人に復元したものが、この後に続く賃金分布のデータとなっております。

ここで、資料ナンバー3の参考資料1を御覧ください。この基礎調査対象産業一覧表と題する資料は、いわゆる基礎調査の設計図のようなものでございます。この表の中央の列にあるとおり、39の産業と百貨店、総合スーパーに分類しております。39の産業につきましては、統計上必要となる部数の調査票を確保して、それを基に28センサスの労働者数に復元しております。調査票の集団の賃金分布は、その母集団、28センサスが示す労働者数で復元すれば、その賃金分布を正しく推定できるとされております。

それでは、結果報告書の方に戻りまして、結果報告書の4ページ以降を見ていただくと、3種類の賃金分布のデータがセットで綴じてあります。3種類の賃金分布データは、1枚目が「事業所規模別」と「年齢別」に集計したもの、2枚目は男女別をさらに年齢別に集計したもの、そして3枚目が年齢別を賃金階級ごとに表示したものとなっております。

そして、「調査対象産業計」、「特定最低賃金適用の産業計」、第2表記載の「各産業計」の順で綴じてあるというものです。「調査対象産業計」と「特定最低賃金適用の産業計」の3枚セットの後ろには労働者がどの賃金階級に分布しているかを表したグラフを挿入しております。

それでは次に、特性値について説明いたします。特定最低賃金ごとにページが異なりますので、略称で失礼いたしますが、まず、鉄鋼と自動車製造と自動車小売、こちらの3つについては、結果報告書の14ページ目に特性値の説明があります。そして、機械については38ページ目に、そして電気は

29ページ目にそれぞれ綴ってあります。

この資料は200人の集団を例に作成したもので、ここに書かれております第1・何々分位数について解説しますと、例えば第1・20分位数であれば、上の分布図にありますとおり、賃金の低い者から並べて20等分した5%の10番目の意味で、この10番目の労働者が属する場合の賃金額を表しているというものです。第1・10分位は10等分の10%で20番目と、第1・4分位は4等分の25%で50番目という考え方となります。また中位数については、200人でしたら200人の真ん中となる100番目が中位数となります。

また、「四分位偏差係数」というものがございますが、これは、分布の両端に影響されない第2・四分位数から第3・四分位数までの全体の半数に当たる労働者の賃金分布の中心部からの広がりを表しているものです。上下の分布図右肩には説明書きがありますが、この説明書きの計算式によって、算出します。

この上の分布図のように0.25と算出されれば、茶色で色づけした半分、51番目から150番目までの100人の労働者の賃金分布幅が、その上にウグイス色で表示される賃金分布幅の25%であるということの意味しております。

下の分布図が示す35%のように、係数が大きくなればなるほど中心の山は低くなり、横に膨れる形となります。このように分布の状態・イメージを表す数値として用いられているというものでございます。

この特性値につきましては、今ご覧のページの2ページ前の「特性値及び最低賃金未満労働者数」と、今ご覧の次のページの「特性値一覧」に集計結果を載せていますので、審議のご参考にしていただければと思います。

それでは次に、資料ナンバー3の参考資料についてご説明いたします。参考資料2は、過去の未満労働者数と未満率を時系列で一覧表にしたものでございます。

続いて参考資料の3については、資料ナンバー2の結果報告書では10円刻みの賃金分布表となっておりますが、最低賃金額未満を一括し、最低賃金額から1円刻みで賃金分布表を出力しております。左側の賃金分布表の「累積

労働者数」と「累積の割合」は、その時間額を含む労働者の人数ということになります。右側の影響率は、その時間額に改正すると何%の労働者を引き上げなければならないかという未満率ですので、左側の賃金分布表では一つ上の行の数値に一致します。この表により、最低賃金を何円引き上げれば、全体として大体どのぐらいの人数、影響率があるのかということについて審議のご参考にしていただければと思います。

以上で、提出資料の説明を終わります。

**【部会長】** ありがとうございます。

ただいまの説明についてご質問、ご意見等ございますでしょうか。

（「ありません。」）

では、特にないようですので、会議次第9のその他でございます。

委員の皆様から何かありますでしょうか。

（「ありません。」）

それでは事務局のほうから何かありますでしょうか。

**【室 長】** 特定最低賃金発効予定日について説明させていただきます。

会議資料のナンバー5で答申日別最短効力発生予定日一覧表をお配りしております。

1 ページ目の右側の10月分を見ていただきたいですが、一番左の列の答申日、要旨の公示日、つまり最賃額が全会一致で結審した日が、例えば10月1日であれば、右側の各手順を踏みまして、最短で11月29日、これが発効日ということになります。なお、この表は、答申日から発効日まで最短で手続が進められた場合の日程を示しております。従いまして、異議申出がありますと、その締切日から数日後に本審議会を開催し、異議を審議すると、発効日も同様に後ずれするようになります。この点をご承知おき願います。

この資料を参考にしていただきまして、閉会后、各専門部会の開催日程等を調整していただければというふうによろしく申し上げます。

【部会長】 それでは、閉会后、各専門部会で審議日程を調整していただきますようによろしく願いいたします。

ほかにありますか。

(「ありません。」)

それでは、最後になりますが、今後開かれます第2回以降の各専門部会につきましては、率直な意見の交換等を担保する必要があるため、各専門部会運営規程第5条第1項ただし書により、会議は非公開とし、第6条第2項、同条第3項を適用し、議事録は非公開とし、議事要旨を公開することとします。

本日の議事録署名委員を指名します。労働側は景山委員。使用者側は森脇委員。公益側は私とします。

それでは、以上を持ちまして閉会といたします。